

森林資源を活かし、秩父地域を元気にする活動に補助金を交付！

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町と、国、県、林業関係者で組織する「秩父地域森林林業活性化協議会」では、秩父産木材の利用促進や普及啓発、人材育成・雇用に関する事業、さらには森林・林業に関連するイベントへの支援を行います。

事業名 秩父地域森林活用等創出支援事業

対象事業 下表のとおり（平成31年4月1日から令和2年3月31日までに実施する事業）

対象者 森林組合、林業事業者、木材関係者、特定非営利活動法人、住民の組織する団体等

補助要件 ・補助金の交付が終了した後、複数年にわたり活動が継続できること
・活動内容や技術等に関する情報を広く公開すること など

応募方法 申請書を5月13日(月)～6月28日(金)までに、産業観光課に提出してください。様式は産業観光課にあります。（ホームページ「森の活人」からもダウンロードできます。）

交付決定 応募内容を協議会で審査し、予算の範囲内で決定します。（7月下旬予定）

問合せ 産業観光課産業担当 ☎66・3111 内線233

① 公共施設や民間住宅等での木材利用の推進		② 新たな森林産業への支援	
補助の目的	秩父産木材の利用促進及び普及啓発を図る。	補助の目的	秩父圏域の豊富な森林資源を活用し、特産品化を進め、新たな森林産業の育成を図る。
補助対象経費	秩父産材の年間使用量の、材積が5立方メートル以上または施工面積50平方メートル以上 ※秩父材の証明書類が必要ななどの各要件あり	補助対象経費	謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料
補助率	定額	補助率	10/10 (補助対象経費20万円以下の部分) 1/2 (補助対象経費20万円を超える部分)
補助金限度額	1事業者につき20万円	補助金限度額	1事業者につき100万円
こんな事業にオススメ!	●秩父材を使った住宅の新築・リフォームをしたい! ●事務所の木質化をしたい! ※施工場所、事業者の地域制限なし! 他の補助金との併用も可能です!!	こんな事業にオススメ!	●秩父産材による家具、木工品等の開発をしたい! ●秩父特有の森林資源を活かした特産品の開発をしたい!
③ 森林・林業分野における人材育成・雇用への支援		④ 森林・林業に関連するイベントへの支援	
補助の目的	新規就労者や担い手の確保、育成および従業者の技能向上を図る。	補助の目的	秩父圏域における森林・林業の活性化やPRを図る。
補助対象経費	謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料	補助対象経費	謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料
補助率	10/10 (補助対象経費20万円以下の部分) 2/3 (補助対象経費20万円を超える部分)	補助率	定額
補助金限度額	1事業につき100万円	補助金限度額	1事業につき10万円
こんな事業にオススメ!	●従業員に資格を取得させて人材育成につなげたい! ●就職セミナーに出展したい! ●高等学校等で未来の担い手を育てる出前講義を実施したい!	こんな事業にオススメ!	●地域内外で、秩父の森や木をPRするために出展したい! ●木育イベントや林業体験などを開催して秩父の森や木のファンを増やしたい!

※①～③の補助メニューは、継続事業と認められる場合、平成30年度から数えて3回までの限定となりますのでご注意ください。

新たな森林経営管理制度の施行及び林地台帳の公表のお知らせ

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、4月1日から新たな森林経営管理制度が施行されました。この制度の仕組みは、①森林所有者に適切な森林管理の責務を明確化し②森林所有者自ら管理できない場合、その森林を市町村に委託し③市町村は意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託するとともに④経済ベースで経営が困難な森林は市町村が公的に管理を行う、というものです。

この仕組みに基づき、所有される森林の経営を市町村に委託することを希望される場合、市町村が行う意向調査に回答いただく必要があります。

また、森林の土地の所有者の台帳と森林の土地に関する地図を整備・公表する林地台帳制度が創設され、4月1日から公表を開始しています。

両制度の詳細については、林野庁のホームページをご覧ください。産業観光課までお問合せください。

問合せ 産業観光課産業担当 ☎66・3111 内線233